

次のとおり一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人物品等又は特定役務の調達手続に関する取扱細則第6条の規定に基づき公告する。

令和6年12月25日

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

記

1 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第191号

(2) 調達する商品の種類

静岡県立大学小鹿キャンパスで使用する電気

(3) 予定使用電力量

1,420,000kWh

(4) 供給計画等

仕様書による。

(5) 需要場所

静岡市駿河区小鹿2丁目2番1号 静岡県立大学小鹿キャンパス

(6) 業種及び用途

高等教育機関（大学）

(7) 供給期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日までに電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気業の登録を受けている者であること。

(3) この入札参加資格確認通知を受けている者、かつ、公告日までに静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格（営業種目68：その他）を有している者であること。

(4) 入札時に静岡県の物品調達に係る供給業者指名停止基準による指名停止期間中でないこと又はこの入札参加資格確認通知を受けた者が、入札日までに物品調達に係る供給業者指名停止基準に該当する行為を行っていないこと。

(5) 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針（令和6年10月30日改正）第6条に基づく判定の結果、基準点数以上である旨の判定結果通知を受けた者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札者に求められる義務

入札者は、入札執行者から仕様書に記載された電気の供給が可能であるか求められた場合は、それらを証明する書類を入札の前日までに提出しなければならない。また、入札執行者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

4 担当部署

〒422-8021 静岡市駿河区小鹿2丁目2番1号

静岡県立大学短期大学部総務室

電話番号 054-202-2608

5 設計書、仕様書及び入札説明書等の交付

設計書及び仕様書（以下「設計図書」という。）並びに入札説明書等の交付を次のとおり行う。

(1) 交付期間

公告日から令和7年1月14日(火)まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日、12月29日～1月3日は除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 交付方法

ア 静岡県立大学短期大学部公式ホームページ内の「入札情報」ページに掲示する。

イ WordやExcelデータを希望する場合は、上記4の場所にて直接配布する。郵送での交付を希望する場合は、その旨を書面（様式自由）に記入し、返信用切手320円分を貼付した返信用封筒（角型2号封筒）を同封の上、上記4まで送付すること。

ウ 電子メールでの交付を希望する場合は、「sizsom6@u-shizuoka-ken.ac.jp」宛てにその旨を電子メールで送信すること。

6 入札参加資格確認等

本入札に参加を希望する場合は、次により期限までに下記の書類を持参又は郵送により提出（郵送は簡易書留に限る。電送による提出は認めない。）すること。

ア 提出書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（別添様式第1号）

(イ) 静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格審査結果通知書（営業種目68）の写し（有資格者が代理店の場合は、代理店であることを証明する書類を添付すること。）

(ロ) 小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し（電気事業法第2条の2の規定による）

(ハ) 電気の供給実績又は供給可能量が確認できる書類（写し可）

(ニ) 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果の写し

(ホ) 返信先を明記した長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手460円分貼付のこと。）

イ 提出期限 令和7年1月14日(火) 午後4時まで

ウ 提出先 上記4に同じ

詳細は入札説明書による。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年2月4日(火) 午前10時

(2) 入札執行場所

静岡市駿河区小鹿2丁目2番1号 静岡県立大学短期大学部事務・図書館棟3階 第1会議室

(3) 入札方法

持参又は郵送による。

持参の場合は、入札執行日時まで。

郵送の場合は、令和7年2月3日(月) 必着。(簡易書留に限る。電送による入札は認めない。)

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札及び入札説明書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

期間中の電気料金につき、予定価格の範囲内で最低価格となる総価をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、契約は落札額を構成する単価で行う。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) この入札による契約は、当該調達に係る令和7年度予算の成立を条件とする。

(2) この入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、静岡県立大学短期大学部総務室(電話番号054-202-2608)とする。

(4) 現場説明会は行わない。

(5) 詳細は入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased:

Electricity about 1,420,000kWh to be used in Oshika Campus University of Shizuoka.

(2) The term of a contract:

From 1 April, 2025 to 31 March, 2026

(3) The date and time of tender:

10:00 A.M., Tuesday, 4 February, 2025

(4) Department in charge:

General Affairs Office,

University Administration Offices, University of Shizuoka, Junior College.

2-2-1 Oshika, Suruga-ku, Shizuoka City, Shizuoka Prefecture, Japan.

Phone. 054-202-2608

入札説明書

静岡県立大学小鹿キャンパスで使用する電気に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和6年12月25日
- 2 調達する産品等
 - (1) 入札番号 第191号
 - (2) 調達する産品 静岡県立大学小鹿キャンパスで使用する電気
 - (3) 電気方式 交流3相3線方式
 - (4) 受電電圧 6,000ボルト
 - (5) 計量電圧 6,000ボルト
 - (6) 標準周波数 60ヘルツ
 - (7) 契約電力 700kw
 - (8) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 - (9) 予定使用電力量 1,420,000kWh
(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの使用電力量見込み)
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 公告日までに電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気業の登録を受けている者であること。
 - (3) 公告日までに静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格(営業種目68:その他)を有している者であり、かつ、この入札参加資格確認通知を受けている者であること。
 - (4) 入札時に静岡県の物品調達に係る供給業者指名停止基準による指名停止期間中でないこと又はこの入札参加資格確認通知を受けた者が、入札日までに物品調達に係る供給業者指名停止基準に該当する行為を行っていないこと。
 - (5) 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針(令和6年10月30日改正)第6条に基づく判定の結果、基準点数以上である旨の判定結果通知を受けた者であること。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
 - (7) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴

力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 担当部署

〒422-8021 静岡市駿河区小鹿2丁目2番1号

静岡県立大学短期大学部総務室

電話番号 054-202-2608

5 入札参加資格確認等

(1) 入札参加資格審査

本入札に参加を希望する場合は、次により期限までに下記の書類を持参又は郵送により提出（郵送は簡易書留に限る。電送による提出は認めない。）すること。

ア 提出書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（別添様式第1号）

(イ) 静岡県が発注する物品購入等に係る競争入札参加資格審査結果通知書（営業種目68）の写し（有資格者が代理店の場合は、代理店であることを証明する書類を添付すること。）

(ウ) 小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し（電気事業法第2条の2の規定による）

(エ) 電気の供給実績又は供給可能量が確認できる書類（写し可）

(オ) 静岡県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果の写し

(カ) 返信先を明記した長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手460円分貼付のこと。）

イ 提出期限 令和7年1月14日（火） 午後4時まで

ウ 提出先 上記4に同じ

(2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年1月21日（火）までに通知する。

(3) その他

ア 申請書・資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明を求める場合には、令和7年1月24日（金）までに書面（様式任意）を持参することにより提出しなければならない。

- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和7年1月29日（水）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。

7 設計書、仕様書及び入札説明書等の交付

設計書及び仕様書（以下「設計図書」という。）並びに入札説明書等の交付を次のとおり行う。

- (1) 交付期間 公告日から令和7年1月14日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで
- (2) 交付方法
- ア 静岡県立大学公式ホームページ内の「入札情報」ページに掲示する。
 - イ WordやExcelデータを希望する場合は、上記4の場所にて直接配布する。郵送での交付を希望する場合は、その旨を書面（様式自由）に記入し、返信用切手320円分を貼付した返信用封筒（角型2号封筒）を同封の上、上記4まで送付すること。
 - ウ 電子メールでの交付を希望する場合は、「sizsom6@u-shizuoka-ken.ac.jp」宛てにその旨を電子メールで送信すること。

8 入札

- (1) 入札執行日時 令和7年2月4日（火） 午前10時
- (2) 入札執行場所 静岡市駿河区小鹿2丁目2番1号
静岡県立大学短期大学部事務・図書館棟第1会議室
- (3) 入札方法 持参又は郵送による。
持参の場合は、入札執行日時まで。
郵送の場合は、令和7年2月3日（月）必着。（簡易書留に限る。電送による入札は認めない。）
- (4) 入札書に記入する金額は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、配布した資料を基に積算した年額（消費税及び地方消費税の課税事業者は、同税分を含んだ額）に110分の100を乗じて1円未満を切り捨てた金額を記載すること。
- (5) 入札書、入札書別紙1、入札書別紙2を作成すること。
- (6) 発電費用等の変動に伴う料金単価の変更については、需要場所が電力供給区域に含まれる一般電気事業者の適用する燃料費調整等とすること。また、燃料費調整等が想定される場合も入札金額の算定にはこれを含めないこと。
また、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金」も入札金額の算定にはこれを含めないこと。
- (7) 入札書及び入札書別紙は封滅、封印し、その表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「2月4日開札「電気」の入札書在中」と記入して提出しなければならない。
- (8) 入札者は、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- (9) 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。
- (10) 入札執行回数は2回を限度とする。

9 開札

開札は当該時間・場所において、入札事務に関係のない静岡県立大学法人職員を立ち合わせて行う。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない入札書
- (3) 所定の日時、場所に提出しない入札
- (4) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (5) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
- (6) 同一事項の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (7) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

11 落札者の決定方法

- (1) 期間中の電気料金につき、予定価格の範囲内で最低の価格となる総価をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、契約は落札額を構成する単価で行う。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに入札執行事務に関係ない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

12 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札に応札する場合は、1回目の入札書と再度入札の入札書を別に封緘、それぞれ封筒の表面に1回目と2回目がかかるよう記載すること。なお、1回目と2回目の2通の封筒はまとめて郵送すること。

13 入札保証金及び契約保証金

免除

14 契約書作成

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 落札者が需給開始日以前に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

15 異議の申立て

入札した者は、入札説明書、設計書、仕様書及び契約書式等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

16 支払方法

毎月支払いを行う。

17 資格審査に関する事項

資格審査に関する照会は、上記4に同じとする。

18 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和7年度予算の成立を条件とする。
- (2) 入札参加者は、契約書式および仕様書を熟読の上、入札しなければならない。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 照会窓口は、静岡県立大学短期大学部総務室（電話番号054-202-2608）とする。

様式第1号

入札参加資格確認申請書

年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の物品の購入等に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 令和6年12月25日
- 2 件名 令和7年度 静岡県立大学小鹿キャンパス電気需給契約
- 3 需要場所 静岡県立大学小鹿キャンパス

入 札 書 (第 回)

- 1 入札番号 第191号
- 2 件 名 令和7年度静岡県立大学小鹿キャンパス電気需給契約
- 3 需用場所 静岡市駿河区小鹿二丁目2番1号

上記の産品を下記の金額で供給したく、申し込みます。

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入 札 金 額									

(税抜)

年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

住 所

入 札 者 商号又は名称

Ⓜ

氏 名

月 別 計 算 書

月	使用見込量	電気料金 (A)	消費税及び地方消費税相当額 (B)	月別請求予定額 (C=A+B)
4月	93,000kWh			
5月	109,000kWh			
6月	129,000kWh			
7月	158,000kWh			
8月	148,000kWh			
9月	139,000kWh			
10月	115,000kWh			
11月	98,000kWh			
12月	115,000kWh			
1月	124,000kWh			
2月	105,000kWh			
3月	87,000kWh			
合計	1,420,000kWh			

(注1)入札書別紙2に記載した式に、仕様書等の数量を当てはめて作成すること。

(注2)燃料費調整額等については、算定に含めないこと。

1 料金計算方法(消費税及び地方消費税を含むものとする。)

--

2 各料金の計算方法

--

※入札金額の算定においては、燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まないこと。

3 各料金単価

--

4 各料金区分

--

5 税方式

外税方式 ・ 内税方式 (どちらかに○をすること)

入札書別紙2(記載例)

1 料金計算方法(消費税及び地方消費税を含むものとする。)

毎月の電気料金 = 基本料金 + 電力量料金

2 各料金の計算方法

基本料金 = 基本料金単価 × 契約電力 × (185% - 平均力率)

電力量料金 = 電力量料金単価 × 使用電力量

※各単価には消費税及び地方消費税を含む。

※入札金額の算定においては、燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まないこと。

3 各料金単価

基本料金単価	使用規模1箇月当たり	円/kW
電力量料金単価		
夏季料金		円/kWh
その他季料金		円/kWh

4 各料金区分

夏季 = 7月1日から9月30日までの期間

その他季料金 = 4月1日から6月30日まで及び10月1日から3月31日までの期間

5 税方式

外税方式 内税方式 (どちらかに○をすること)

(案)

静岡県立大学小鹿キャンパス電気需給契約書

静岡県公立大学法人（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次のとおり、電気需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、静岡県立大学小鹿キャンパスで使用する電気を供給する。

（電気方式等）

第2条 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、予定使用電力量、契約電力、契約期間、見積保証金及び契約保証金は次のとおりとする。

電気方式	別添仕様書のとおり
受電電圧	別添仕様書のとおり
計量電圧	別添仕様書のとおり
標準周波数	別添仕様書のとおり
予定使用電力量	別添仕様書のとおり
契約電力	別添仕様書のとおり
契約期間	令和7年4月1日（供給開始日）午前0時から令和8年3月31日午後12時とする。
入札保証金及び契約保証金	免除

（供給の方法）

第3条 乙は、甲が静岡県立大学小鹿キャンパスで使用する電気を需要に応じて供給するものとする。

（供給の保証）

第4条 乙が中部電力株式会社と締結する接続供給約款に定める負荷変動対応電力の料金は、乙が負担するものとする。

（検針日）

第5条 検針日は各月末日とし、別途定める計量方法により使用電力量を計量するものとする。

（検査）

第6条 乙が甲に供給する電力量は、甲の指定する検収員の検査を受けるものとする。

（料金の計算）

第7条 毎月の電気料金の計算方法は、次のとおりとする。

毎月の電気料金＝『落札者の入札書別紙2の各料金及び計算方法を記載する』

（『落札者の入札書別紙2の各料金及び計算方法を記載する』）

第8条 『落札者の入札書別紙2の各料金及び計算方法』は、次により算定する。

『落札者の入札書別紙2の各料金及び計算方法を記載する』

（『落札者の入札書別紙2の各料金単価名及び単価を記載する』）

第9条 『落札者の入札書別紙2の各料金単価名及び単価』は、次のとおりとする。

『落札者の入札書別紙2の各料金単価名及び単価を記載する』

（『落札者の入札書別紙2の各料金区分名を記載する』）

第 10 条 『落札者の入札書別紙 2 の各料金区分』は、次のとおりとする。

『落札者の入札書別紙 2 の各料金区分名を記載する』

(電力量)

第 11 条 単位は 1 キロワット時とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。

(力率)

第 12 条 力率は、その月の午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%とする。) 平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

(燃料費調整)

第 13 条 料金の算定に当たり、需給場所が電力供給区域に含まれる旧一般電気事業者の適用する燃料費調整単価により調整を行う。

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく賦課金)

第 14 条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)に基づく賦課金は、経済産業省告示に基づき算定された値とする。

(支払方法)

第 15 条 乙は、検針後速やかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、別途定める日までに対価を支払わなければならない。

(契約の変更)

第 16 条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、第 9 条に規定する単価の変更を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 天災その他乙の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により、乙が甲及び第三者に損害を与えたとき。

(2) この契約書の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約超過金)

第 18 条 甲はその月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、乙の請求により別途定める式で算出される契約超過金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第 19 条 甲又は乙は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。

(2) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 甲又は乙が、原則として 60 日前までに正当な理由を記載した書面により相手に申し出たとき。

(4) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(5) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(6) 次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務書の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

(7) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(8) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(料金の精算)

第20条 甲又は乙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第21条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第22条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

静岡県静岡市駿河区谷田 52 番 1 号

(甲) 静岡県公立大学法人
理事長 今井 康之

印

(乙)

印

静岡県立大学小鹿キャンパス電気需給仕様書

静岡県公立大学法人（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）との間で、令和 年 月 日付けで締結した静岡県立大学小鹿キャンパスで使用する電気の需給については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

1 概要

(1) 需用場所

静岡市駿河区小鹿二丁目2番1号 静岡県立大学小鹿キャンパス（短期大学部及び看護学部）

(2) 業種及び用途

高等教育機関（大学）

2 仕様

(1) 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄熱槽

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 受電使用電圧 6,000 ボルト

ウ 計量電圧 6,000 ボルト

エ 標準周波数 60 ヘルツ

オ 非常用自家発電設備 あり

カ 蓄熱槽 なし

(2) 予定使用電力量、契約電力、力率

ア 予定使用電力量 1,420,000kWh

（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの使用量見込み）

イ 契約電力（契約上使用できる最大電力をいう） 700kW

ウ 力率 100%を予定

(3) 契約期間の電力消費計画

月	予定力率	予定最大電力	全日使用予定電力量
4月	100%	361 kW	93,000 kWh
5月	100%	435 kW	109,000 kWh
6月	100%	612 kW	129,000 kWh
7月	100%	675 kW	158,000 kWh
8月	100%	700 kW	148,000 kWh
9月	100%	578 kW	139,000 kWh
10月	100%	481 kW	115,000 kWh
11月	100%	360 kW	98,000 kWh
12月	100%	488 kW	115,000 kWh
1月	100%	527 kW	124,000 kWh
2月	100%	499 kW	105,000 kWh
3月	100%	358 kW	87,000 kWh
計			1,420,000 kWh

(4) 年間予定最大負荷日のロードカーブ

別紙参照

(5) 需給開始日、需用期間

ア 需給開始日 令和7年4月1日 午前0時

イ 需用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(6) 需給地点

甲の構内引込第一柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点とする。

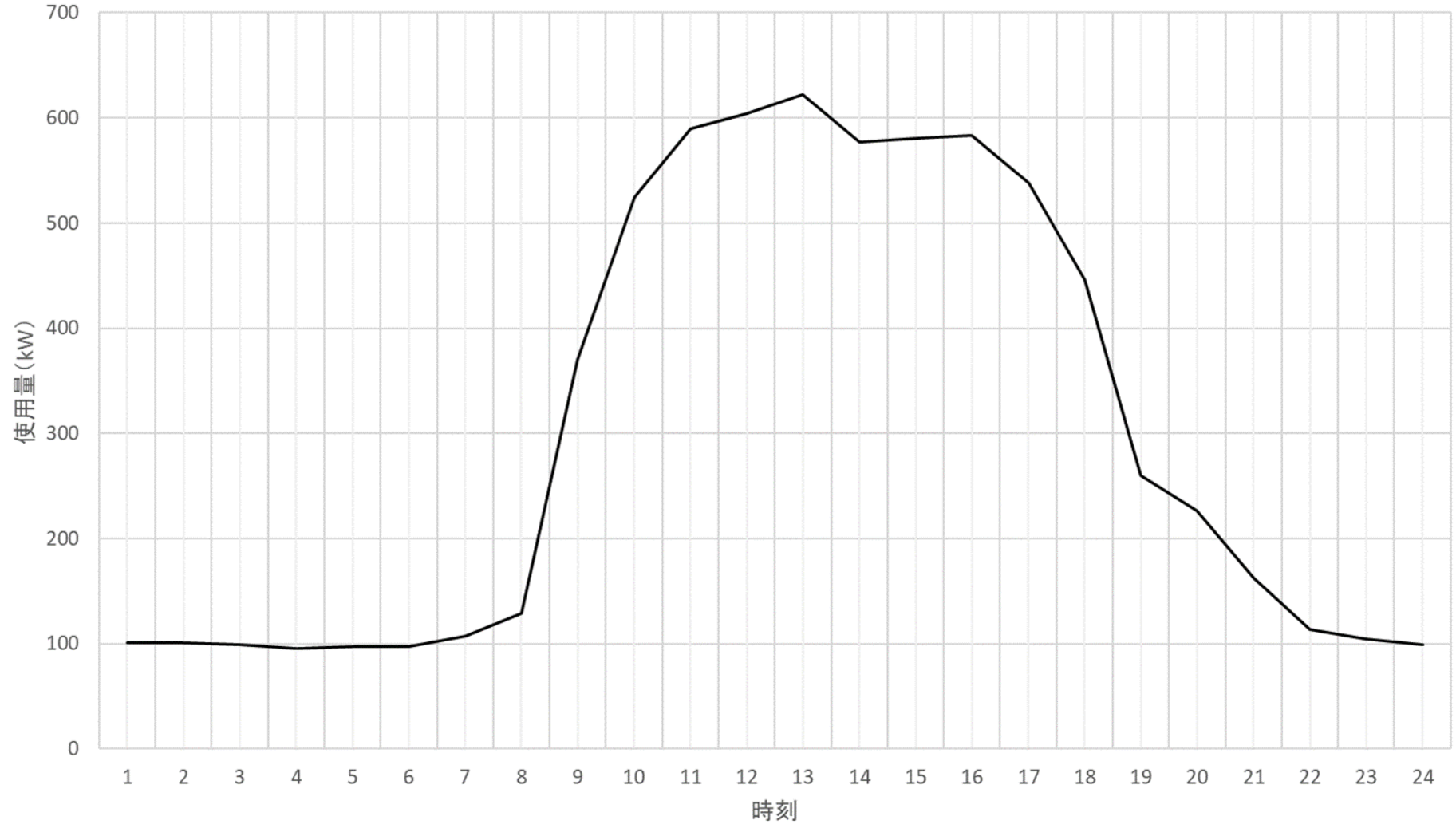
(7) 電気工作物の財産分界点

(6)に同じ

(8) 保安上の責任分界点

(6)に同じ

予定最大負荷日のロードカーブ



件名
令和7年度

静岡県立大学小鹿キャンパス電気需給契約

需用場所 静岡市駿河区小鹿二丁目2番1号

内 訳							
符号	名称	期間等	数量	単価(税込)	平均力率	金額	摘要
R7.4	基本料金		700 kW	円	100 %	円	数量×単価×(185%-平均力率)
	電力量料金		93,000 kWh	円			
	月計						円未満切捨
R7.5	基本料金		700 kW	円	100 %	円	数量×単価×(185%-平均力率)
	電力量料金		109,000 kWh	円			
	月計						円未満切捨
R7.6	基本料金		700 kW	円	100 %	円	数量×単価×(185%-平均力率)
	電力量料金		129,000 kWh	円			
	月計						円未満切捨
R7.7	基本料金		700 kW	円	100 %	円	数量×単価×(185%-平均力率)
	電力量料金		158,000 kWh	円			
	月計						円未満切捨
R7.8	基本料金		700 kW	円	100 %	円	数量×単価×(185%-平均力率)
	電力量料金		148,000 kWh	円			
	月計						円未満切捨
R7.9	基本料金		700 kW	円	100 %	円	数量×単価×(185%-平均力率)
	電力量料金		139,000 kWh	円			
	月計						円未満切捨

内 訳							
符号	名称	期間等	数量	単価(税込)	平均力率	金額	摘要
R7.10	基本料金		700 kW	円	100 %	円	数量×単価×(185%－平均力率)
	電力量料金		115,000 kWh	円			
	月計						円未満切捨
R7.11	基本料金		700 kW	円	100 %	円	数量×単価×(185%－平均力率)
	電力量料金		98,000 kWh	円			
	月計						円未満切捨
R7.12	基本料金		700 kW	円	100 %	円	数量×単価×(185%－平均力率)
	電力量料金		115,000 kWh	円			
	月計						円未満切捨
R8.1	基本料金		700 kW	円	100 %	円	数量×単価×(185%－平均力率)
	電力量料金		124,000 kWh	円			
	月計						円未満切捨
R8.2	基本料金		700 kW	円	100 %	円	数量×単価×(185%－平均力率)
	電力量料金		105,000 kWh	円			
	月計						円未満切捨
R8.3	基本料金		700 kW	円	100 %	円	数量×単価×(185%－平均力率)
	電力量料金		87,000 kWh	円			
	月計						円未満切捨
令和7年度計						円	A